

新潟県職業能力開発審議会条例

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 91 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する審議会その他の合議制の機関(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第 2 条 審議会の名称は、新潟県職業能力開発審議会とする。

(組 織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもつて組織する。

2 委員は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者及び学識経験のある者のうちから、知事が任命する。この場合において、関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員は、それぞれ同数とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行なうものとする。

(特別委員)

第 5 条 審議会には、委員のほか特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。
3 特別委員は、議決に加わることができない。

(会長及び会長代理)

第 6 条 審議会に会長及び会長代理を置く。

2 会長及び会長代理は、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員が互選する。
3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会 議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹 事)

第 8 条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、知事が任命する。
3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶 務)

第 9 条 審議会の庶務は、産業労働部において処理する。

(委 任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則 (略)